

遠賀町議会議員政治倫理条例（基本的な考え方入り）

（目的）

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、遠賀町議会議員（以下「議員」という。）が町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民の負託に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 議員は、常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。また、議員は、刑法上の贈収賄罪に該当するか否かを問わず、その職務の公正を疑わせるような金品授受等の行為をしてはならない。

【基本的な考え方】

町民全体の代表者として要請される基本姿勢、二元代表制の一翼を担う議会を構成する一員として求められる資質などの観点から、町議会議員という公職者に求められる基本的な責務について、明示しようとするものである。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 町が行う工事又は製造の請負契約、下請契約、業務委託契約及び一般物品納入契約（以下「町工事等の請負契約」という。）に関して特定業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (5) 町職員の採用に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 町職員の昇格、異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 町が助成している団体等及び町の直轄する団体等の代表に就任しないこと。

(8) 政治活動に関して企業、団体等から寄附を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

【基本的な考え方】

第1号は、町民全体の代表者として、議員活動における行動に対する姿勢について、明示しようとするものである。

第2号は、たとえ職務権限に関係なくとも、議員の地位を利用した金品の授受を禁じようとするものである。

第3号は、いわゆる口利き行為を禁じようとするものであり、利得の取得を要件としないものである。

第4号、5号、6号で規定する「町職員」とは、遠賀町役場職員定数条例第1条で規定する「町長、議会、選挙管理委員会、教育委員会及び農業委員会の事務部局に常時勤務する職員（臨時、嘱託及び非常勤の職員を除く。）」をいう。

第4号は、職員の公正な職務執行を妨げ、また職員等の権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけを禁じようとするものである。

第5号・第6号は、特定の職員が有利又は不利となるような要求を禁じようとするものである。

第7号は、町が助成している団体等及び町の直轄する団体等の代表になることにより、不正の疑惑をもたれる行為とみなされうることを回避するものである。

第8号は、議員の寄付行為は公職選挙法や政治資金規正法などで禁止されているが、それに加え、適法であっても、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄附を受けることを禁止するものである。

(町工事等の請負契約に関する遵守事項)

第4条 議員の配偶者及び2親等以内（姻族を除く。）の親族並びに議員が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町工事等の請負契約については、これを辞退するように努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときはこの限りではない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 議員が資本金その他これらに準じるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が年額300万円以上の報酬（顧問料その他の名目を問わない。）を受領している企業

(3) 議員がその経営方針に関与している企業

3 第1項に該当する議員は、町民に疑惑の念を生じさせないため、責任を持って関係者又は関係企業の辞退届を提出させなければならない。

4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から 30 日以内に、若しくは、新たに第 1 項に該当することとなった日から 30 日以内に、議長に提出するものとする。

5 議長は、前項の辞退届の写しを町長に送付しなければならない。

【基本的な考え方】

地方自治法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、また、政治倫理条例の目的である「議員としての地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定める」との規定に基づき、議員の配偶者及び 2 親等以内（姻族を除く。）の親族並びに議員が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に携わる企業が町工事等の請負契約（第 3 条第 3 号で規定する「町が行う工事及び製造の請負契約、下請契約、業務委託契約及び一般物品納入契約」）を、自らの責任で辞退する手続きを行うこととして、規定しようとするものである。

（調査請求権）

第 5 条 町民及び議員は、次に掲げる理由があるときは、これを証明する資料を添えて議長に調査を請求することができる。

(1) 政治倫理基準に反する疑いがあるとき。

(2) 前条に定める町工事等の請負契約に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査を請求しようとする者が町民である場合は、有権者（請求を行う時点において、遠賀町の選挙人名簿に登録された総数）の 50 分の 1 以上の連署をもって、議員である場合は、議員定数の 2 分の 1 以上の議員の連署をもってしなければならない。

【基本的な考え方】

調査請求権を町民と議員に与えるものである。請求の要件等の基本事項を規定しようとするものである。

（政治倫理審査会の設置）

第 6 条 第 3 条及び第 4 条に規定する政治倫理基準等の違反についての調査を行うため、必要なときに遠賀町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、5 人以内とし、専門的知識を有する者及び地方自治法第 18 条に定める選挙権を有する町民のうちから、議長が委嘱する。

3 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前条の規定により調査の請求がなされたときは、議長は議員に係る調査請求書及び

添付資料の写しを審査会に提出しなければならない。

【基本的な考え方】

政治倫理基準違反等の調査を専門的に、かつ公正に調査するため設置するものである。調査の請求等があった場合に設置するものであり、委員の任期についても調査の必要に応じて委嘱し、調査の結論とともに任期を終えることを規定しようとするものである。

(報酬等)

第7条 審査会の委員の報酬及び費用弁償は、遠賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の規定するところにより支給する。

【基本的な考え方】

政治倫理審査会の委員に対する報酬及び費用弁償については、別途定めた条例に基づき支給することを規定するものである。

(審査会の職務)

第8条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 第5条に規定する調査請求があった場合、議長の求めに応じ、当該請求の事案について必要な調査審議を行い、議長に意見を述べること。
 - (2) その他、この条例による政治倫理の確立を図るため、議長の諮問を受けた事項につき調査及び報告をすること。
- 2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情聴取、資料提供等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会は、調査請求を受けた日から90日以内に、その調査結果を議長に文書で回答しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期限までに回答できない場合は、期限を延長することができる。

【基本的な考え方】

審査会の職務や、職務を行うため、事情聴取などの調査権を付与するものであるが、この調査権には強制力はなく、基本的には当事者や関係者の協力によるものである。また、審査会による調査結果の通知等について規定しようとするものである。

(調査結果の通知及び公表)

第9条 議長は、前条第3項の規定による回答があった日から7日以内に、調査を請求した者及び調査対象の議員に対し、調査結果を文書で通知するものとする。

2 調査対象の議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

3 議長は、前条第3項の規定による回答があったときは、遅滞なくその概要を町民に公表するものとする。この場合において、前項の規定により弁明書の提出があったときは、併せて公表するものとする。

【基本的な考え方】

調査結果の通知及び公表について規定しようとするものである。審査会から調査結果の報告を受けたときは、議長はまず、調査請求者及び調査対象議員に対し、調査結果を文書で通知しなければならない。調査対象議員は、調査結果を受け取った後14日以内に限り、弁明書を提出することができるものとする。また、議長は、調査結果及び弁明書を遅滞なく公表することを規定しようとするものである。

(議会の措置)

第10条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、調査対象議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

【基本的な考え方】

議会は審査会の報告を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められるときは、信頼回復のため必要な措置を講ずることを規定しようとするものである。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第11条 議員が刑法(明治40年法律第45号)に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪の容疑による逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員は議長に、町民に対する説明会の開催を求めることができる。

2 町民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、町民に対する説明会の開催を議長に請求することができる。

3 前2項の規定に基づき、議長が説明会を開催する場合は、当該議員は、説明会に出席し、釈明するものとする。

【基本的な考え方】

問責制度は、不祥事が起きた場合、事後的に対処するための制度である。贈収賄などの容疑を受けた議員が説明会を開き、町民にとってはその責任を追及する機会となるが、一方で議員にとっては、身に覚えのない容疑をかけられた場合、自らの正当性を説明し、自らの身を守る機会ともなる制度である。

なお、逮捕の段階では、起訴されるか否かは不明であるが、議員の逮捕自体が町政に対する影響や町民の感情からして説明を求める要求が強いと考え、本人の申し出に加えて、住民からの開催請求を認めるものである。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第 12 条 議員は、職務関連犯罪による有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 11 条第 1 項の規定により失職する場合を除き、議員は町民全体の代表者としての品位と名誉を守り、町政に対する町民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

2 議員は、前項の刑が確定以後は、町議会議員等の選挙及び公職の候補者となることを辞退するよう努めるものとする。

【基本的な考え方】

本条文の該当犯罪は、職務関連犯罪による事件に限定して規定するものである。

第 1 項の「辞職手続をとるものとする」とは、責任への自覚と自らの辞職を促すことを趣旨として、規定しようとするものである。第 2 項の「辞退するよう努めるものとする」とは、責任への自覚と自らの辞退を促すことを趣旨として、規定しようとするものである。

(規則への委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【基本的な考え方】

この条例の施行に関し必要となる事項は、規則で定めることを規定しようとするものである。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する、第 4 条第 4 項の「議員の任期開始の日から 30 日以内」の規定は、「この条例の施行の日から 30 日以内」とする。
- 3 第 5 条の規定は、施行日以後になされた行為について適用する。
- 4 この条例の施行の際、既に締結している町工事等の請負契約については、契約期間満了まで猶予する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日を期限とする。